資料１

死亡野鳥等調査に関する連絡先

死亡野鳥等調査について不明な点がありましたら、以下の連絡先へ御連絡ください。

なお、以下に記載の基準以外の死亡野鳥や交通事故等による死亡野鳥は回収・検査しておりませんので、一般焼却物としての廃棄となります。

＜関係機関連絡先＞

山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0774-21-3212
南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0771-22-0426
中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0773-62-2593
丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課	tel. 0772-62-4310
京都林務事務所林務課	tel. 075-451-5724
京都府農林水産部農村振興課	tel. 075-414-5022
近畿地方環境事務所野生生物課	tel. 06-6881-6505

＜検査を実施する死亡野鳥の基準：対応レベル３＞

① 検査優先種１（１９種） 死亡野鳥１羽から対応

ヒシクイ,マガン,シジュウカラガン,コクチョウ,コブハクチョウ,コハクチョウ,オオハクチョウ,オシドリ,ヒドリガモ,キンクロハジロ,カイツブリ,カンムリカイツブリ,マナヅル,ナベヅル,ユリカモメ,オジロワシ,オオタカ,ノスリ,ハヤブサ

② 検査優先種２（８種） 死亡野鳥１羽から対応

マガモ,オナガガモ,トモエガモ,ホシハジロ,スズガモ,オオワシ,クマタカ,フクロウ

③ 検査優先種３（７０種） 死亡野鳥３羽から対応

・カモ目カモ科、カイツブリ目カイツブリ科、ツル目ツル科、チドリ目カモメ科、タカ目タカ科、フクロウ目フクロウ科、ハヤブサ目ハヤブサ科の検査優先種 1,2 以外全種。

※参考に、府内で見られる種のみ以下に記載。

サカツラガン,コクガン,ツクシガモ,アカツクシガモ,オカヨシガモ,ヨシガモ,アメリカヒドリ,カルガモ,ハシビロガモ,シマアジ,コガモ,オオホシハジロ,アカハジロ,シノリガモ,ビロードキンクロ,クロガモ,ホオジロガモ,ミコアイサ,カワアイサ,ウミアイサ,コウライアイサ,アカエリカイツブリ,ミミカイツブリ,ハジロカイツブリ,タンチョウ,アネハヅル,オオバン,ミツユビカモメ,ズグロカモメ,アメリカズグロカモメ,ウミネコ,カモメ,ワシカモメ,シロカモメ,セグロカモメ,キアシセグロカモメ,オオセグロカモメ,コアジサシ,セグロアジサシ,アジサシ,クロハラアジサシ,ハジロクロハラアジサシ,ミサゴ,ハチクマ,トビ,チュウヒ,ハイイロチュウヒ,ウスハイイロチュウヒ,アカハラダカ,ツミ,ハイタカ,サシバ,ケアシノスリ,カタシロワシ,イヌワシ,オオコノハズク,コノハズク,アオバズク,トラフズク,コミミズク,チョウゲンボウ,アカアシチョウゲンボウ,コチョウゲンボウ,チゴハヤブサ,カワウ,アオサギ,クロツラヘラサギ,コウノトリ,ハシボソガラス,ハシブトガラス

④ ムクドリ、スズメ、ハト等、その他の野鳥

同一場所で３日間以内に計５羽以上の死亡から対応